2024 年 2 月

お客さま各位

足立成和信用金庫

「当座勘定規定」「普通預金等規定集(貯蓄・通知・納税・総合)」改定のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。
当金庫では「当座勘定規定」「普通預金等規定集(貯蓄・通知・納税・総合)」を下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。
なお、改定後の新規定は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定となる規定

- 当座勘定規定(一般用)
- 「普通預金等規定集(貯蓄・通知・納税・総合)」

2. 改定日

2024 年 2 月 5 日(月)

3. 改定内容

別紙のとおり

以 上

地域応援！ "おせっかい宣言"
足立成和信用金庫

別　紙

◎当座勘定規定（一般用）新旧対照表

改定前	改定後
第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶） 　この当座勘定は、第 25 条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。 （新設）	第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶） 　この当座勘定は、第 25 条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。 第 24 条の 2（取引の制限等） (1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。 (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、 預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく 取引の一部または全部を制限する場合があります。 (3)日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格、在留期間、その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届け出てください。この場合、届け出ていただいた在留期間が経過したときは、本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。 (4)1 年以上利用のない預金口座は、本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。 (5)前 4 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 なお、預金者の取引の制限に関して、既になされた当金庫の行為については、その効力を妨げないものとします。

◎普通預金等規定集(貯蓄・通知・納税・総合)新旧対照表

改定前	改定後
普通預金等規定集(貯蓄・通知・納税・総合) 8.(取引の制限等) 〜 (4)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 (新設)	普通預金等規定集(貯蓄・通知・納税・総合) 8.(取引の制限等) 〜 (4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 なお、預金者の取引の制限に関して、既になされた当金庫の行為については、その効力を妨げないものとします。